

人権だより

NO.91

令和4年11月発行

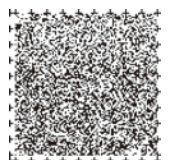
岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁7F)

☎058-272-1111 (内線2443) 直通058-272-8250

「誰か」のこと
じゃない。

人権問題を
自分や自分の身近な人の
問題として捉え、
互いに人権を尊重し合うことの
大切さを認識し、
他人の人権にも配慮した
行動をとりましょう。

12月4日から12月10日(人権デー)は人権週間です。



第74回人権週間について

昭和23年（1948年）第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択され、本年で採択74周年を迎えます。国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「第74回人権週間」として、全国各地で啓発活動を実施します。

「誰か」のことじゃない。

皆さんもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。
なお、県内各地の啓発活動については、最寄りの法務局又は法務局支局にお尋ねください。

問合せ先

岐阜地方法務局人権擁護課 岐阜県人権擁護委員連合会 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜人権擁護委員協議会 TEL 058-245-3181	
岐阜地方法務局八幡支局 郡上市八幡町有坂1209-2 郡上人権擁護委員協議会 TEL 0575-67-1411	岐阜地方法務局多治見支局 多治見市太平町5丁目33 多治見人権擁護委員協議会 TEL 0572-22-1002
岐阜地方法務局大垣支局 大垣市丸の内1丁目19 大垣人権擁護委員協議会 TEL 0584-78-3347	岐阜地方法務局中津川支局 中津川市かやの木町4-3 中津川人権擁護委員協議会 TEL 0573-66-1554
岐阜地方法務局美濃加茂支局 美濃加茂市本郷町7丁目4-16 可茂人権擁護委員協議会 TEL 0574-25-2400	岐阜地方法務局高山支局 高山市昭和町2丁目220番地 高山人権擁護委員協議会 TEL 0577-32-0915

人権週間における各種啓発活動のご紹介

岐阜県では、人権啓発活動を効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚を図ることにより、多くの県民に人権について意識していただけるよう人権週間に合わせて下記の活動を実施します。

人権啓発フェスティバルinぎふ

日 時 令和4年12月10日（土）10:00～16:00

場 所 マーサ21（岐阜市）

内 容 ・人権啓発展示 ・人権啓発ノベルティ配布 ・縁日コーナー
・特設人権相談所 ・人権作文コンテスト岐阜県大会表彰式
・ステージイベント 他
※新型コロナウイルスの感染状況により、内容を変更することがあります。

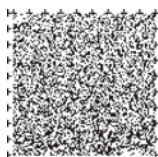
その他の活動

○「STOP! ネット・ハラスメント」人権啓発動画CM放映

SNS上の誹謗中傷やデマの拡散といったインターネット上の人権侵害の危険性を訴える人権啓発動画CMを作成し、多様な広報媒体で放映することで啓発を強化します。

○人権啓発ポスター作成・配布

人権週間を契機に、県民の皆さまの「人権」に対する関心や理解が深まるよう人権啓発ポスターを作成し、市町村、教育機関や金融機関等に幅広く配布します。



岐阜地方法務局では さまざまな人権啓発活動に取り組んでいます

令和4年度の人権推進校に指定された岐南町立北小学校では4月12日（火）に指定書の交付式を行いました。

「人権の花運動」等を通じて、豊かな心を育み、やさしさと思いやりの心を体得することを目的としています。

また、幼稚園・保育園での啓発活動として、認定こども園社会福祉法人大洞こども園で7月8日（金）に人権教室を実施しました。

園児に「おもいやり」の人権意識を高め、人権感覚を身に付けてもらうことを目的に、人権啓発ビデオ、人権紙芝居、人権に関するエプロンシアターを観てもらいました。

岐阜市みんなの森メティアコスモス ドキドキテラスでは、「夏休み 子ども人権パネル展」を8月24日（水）～26日（金）に開催しました。

人権に関するポスターや案内、児童生徒の作成した人権作文やメッセージの展示などを行いました。

人権の大切さを伝えることのできる機会となりました。



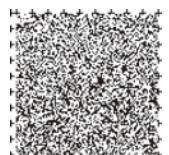
「人権教室」での様子



「指定書交付式」の様子



「夏休み 子ども人権パネル展」での様子



人権課題のご紹介

一言で「人権問題」と言っても内容は様々です。
このページでは日本国内で取り上げられている人権課題をご紹介します。

アイヌの人々

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会となるようアイヌの人々に対する理解を深め、アイヌであることを理由とした差別等をなくすことが必要です。

外国人

言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。
文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

ハンセン病患者・元患者やその家族

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別は、今なお社会に根深く残っています。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれている現実を理解することが必要です。

刑を終えて出所した人やその家族

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別等が発生しています。
社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

ホームレス

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

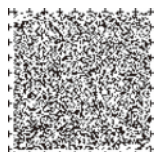
人身取引（性的サービスや労働の強要等）

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な犯罪であるとともに基本的人権を侵害する深刻な問題です。
事案に応じた迅速・的確な対応が求められます。

震災等の災害に起因する人権問題

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は許されるものではありません。確かな情報に基づく落ちついた行動が求められます。

この他にも様々な人権課題があります。みなさんもこの機会に、「人権」についての理解を一層深めるきっかけにいただければ幸いです。



ちょっといい話を紹介します (46)

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、まわりの空気が温かくなったという経験はありませんか。

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

県民のみなさまから身のまわりの心温まる話をたくさん寄せていただきました。その中から、3作品を紹介します。

小学生

あつわじ
 近所のタイヤショップ屋さんは、いつもほぐぐ「おはよう。」「お
 かえり。」「といつてくれる。ほくも元気にあいさつをする。
 「学校行きたくないなあ。」「とか「今日の学校はつかれたなあ。」「と
 か思っても、声をかけてもらっただけで、
 登下校が元気になる。毎日、ほぐに元氣
 をくれるタイヤショップのおじさん、お兄
 さんたちは、不思議な力をもっている。ほ
 くのおこがれの人たちで、ほぐにもそんな
 力がほしいなあ。



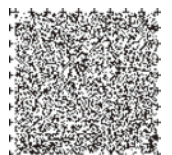
中学生

仲間
 私のクラスには、すてきな仲間がたくさんいます。
 その中でも、私のクラスには、他の国から来た子がいます。
 その子は、まだ日本語も完璧というわけではなく、授業につい
 ていくのも大変です。
 でも、私のクラスのみんなは、その子の手助けをしたり、タフ
 レットで翻訳して教えたりしています。言
 語という壁があるにも関わらず、同じクラ
 スの一員として助けてあげるのには、クラス
 の良いところであり、財産でもあるのでは
 ないかと思いました。



一般

今度はわたしが助けてあげる
 六十代の母が、膝の手術のため一
 か月ほど入院した。小二の娘はおば
 あちゃん子だったので、入院中は大
 変寂しがっていた。私は、未婚で何
 かと親に迷惑をかけたり、世話にな
 ったりする機会が多かった。そのた
 め、娘は特に祖母である母になつい
 ていた。母の退院後、こちらが何も
 言わなくても「ばあば、どうぞ。」「
 と手をさしのべて一緒に歩く姿を見
 て、色々あって悩んだ時期もあった
 けど、「子どもを生んでよかった
 な。」と思った瞬間だった。



人権だよりNO.91 アンケート

この度は、人権だよりNO.91をご覧いただきありがとうございます。
今後の誌面作りのため、率直なご意見・ご感想をお聞かせください。

【1】この人権だよりを読んで、人権への関心や理解は深まりましたか？

- ① 大変深まった ② おおむね深まった ③ あまり深まらなかった ④ 全く深まらなかった

【2】この人権だよりの内容は満足のいくものでしたか？

- ① 大変満足 ② おおむね満足 ③ やや不満 ④ 大変不満

【3】興味を持った記事はどれですか？

- ①：P1 人権啓発ポスター
②：P2 人権週間の周知/人権週間における岐阜県の活動紹介
③：P3 人権推進校における取組紹介（岐阜地方法務局寄稿記事）
④：P4 人権課題紹介
⑤：P5 ちょっといい話紹介

【4】あなたが関心をもっている人権問題は何ですか？（複数回答可）

- ① 女性 ② 子ども ③ 高齢者 ④ 障害のある人 ⑤ 部落差別（同和問題） ⑥ アイヌの人々
⑦ 外国人 ⑧ 感染症 ⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族 ⑩ 刑を終えて出所した人やその家族
⑪ 犯罪被害者やその家族 ⑫ インターネット上の人権侵害 ⑬ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
⑭ ホームレス ⑮ 性的マイノリティ ⑯ 身取引（性的サービスや労働の強要等）
⑰ 震災等の災害に起因する人権問題

【5】「岐阜県人権啓発センター」を知っていますか。

- ①知っている ⇒ 【6】へ ②知らなかった ⇒ 【7】へ

【6】何で知りましたか。

- ①新聞広告 ②ラジオCM ③ポスター ④岐阜バスチャンネル（バス車内広告）
⑤人権だより ⑥インターネット（県HP等） ⑦その他（ ）

【7】その他、ご意見・ご感想等がありましたらご自由にお書きください。

()

<回答方法>

- インターネット（PC、スマートフォン等）で回答する場合
右のQRコードを読み取るか、**人権だより アンケート** で **検索**
■こちらのアンケート用紙で回答する場合
このページをコピーして、FAX又は郵送で下記の宛先までお送りください。

<宛先> 〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1
岐阜県庁 環境生活部 人権施策推進課
TEL：058-272-8250
FAX：058-278-2615

アンケートは
こちら↓



音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

